

議 案 第 20 号

松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年8月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

災害その他の理由により松戸競輪場での競輪開催が困難な場合に備え、松戸競輪場以外の競輪場での競輪開催を可能とするため。

松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

松戸市自転車競走実施条例（昭和37年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（使用競輪場）</p> <p>第3条 市が行う競輪は、松戸競輪場において開催する。</p>	<p style="text-align: center;">（使用競輪場）</p> <p>第3条 市が行う競輪は、松戸競輪場において開催する。<u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、松戸競輪場以外の法第4条第5項に規定する競輪場（以下「他の競輪場」という。）において開催することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">（入場料）</p> <p>第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、無料とする。ただし、市長が定める施設の入場料の額は、市長が定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（入場料）</p> <p>第4条 <u>松戸競輪場</u>の入場者から徴収する入場料の額は、無料とする。ただし、市長が定める施設の入場料の額は、市長が定める額とする。</p> <p><u>2 前条ただし書の規定が適用される場合における他の競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、市長が定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">（競輪場内の秩序維持等の措置）</p> <p>第7条 市長は競輪場内の秩序を維持し、かつ、競輪の公正及び安全を確保するため必要な措置を講ずることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（競輪場内の秩序維持等の措置）</p> <p>第7条 市長は<u>松戸競輪場内及び第3条ただし書の規定が適用される場合における他の競輪場内</u>の秩序を維持し、かつ、競輪の公正及び安全を確保するため必要な措置を講ずることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。